

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成30年6月21日（平成30年（行個）諮問第105号）

答申日：平成31年1月23日（平成30年度（行個）答申第173号）

事件名：相談対応票に添付された本人からの行政相談が記載された文書の利用
不停止決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「相談対応票（特定受付番号）に添付されている，特定年月日に北海道管区行政評価局が受信したインターネットによる行政相談のメールに添付された〇〇（審査請求人の姓。以下同じ。）様からの行政相談内容が記載された文書」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の利用停止請求につき，利用不停止とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項の規定に基づく利用停止請求に対し，平成30年3月27日付け北海相第29号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った利用不停止決定（以下「原処分」という。）について，本件対象保有個人情報の利用停止（消去）を求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は，審査請求書及び意見書によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

別紙の1及び2のとおり。

（2）意見書

別紙の3のとおり。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

平成30年3月8日付けで，処分庁宛て，法に基づき，下記2の保有個人情報について利用停止請求があった。これを受けて，処分庁は，同月27日付けで利用停止をしない旨の決定（原処分）を行った。

本件審査請求は，上記決定を不服として，同年4月12日付けで諮問庁に対し行われたものである。

2 利用停止請求の対象となった保有個人情報

本件利用停止請求の対象となった保有個人情報は、相談対応票（特定受付番号）に添付されている、特定年月日に北海道管区行政評価局が受信したインターネットによる行政相談のメールに添付された審査請求人からの行政相談が記載された文書（本件文書）に記録されたものである。

3 審査請求の趣旨

保有個人情報利用停止請求書のとおり利用の停止をしてほしい。

4 諮問庁の意見等

（1）諮問庁の意見

審査請求人は、審査請求に係る保有個人情報の利用停止請求において、「インターネットによる行政相談を行った際に「ご相談内容」欄には入力したが、「行政相談に関する内容」欄には入力していないとして、本件対象保有個人情報について消去を求める」と主張しているが、総務省の行政相談では、総務省ホームページにおける「インターネットによる行政相談受付」の入力フォームから、相談者がインターネットによる行政相談を行う場合「ご相談内容」欄に入力した相談内容は、受付局所に送信される添付ファイルの「行政相談に関する内容」欄に転記される仕様となっており、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しない。

また、本件対象保有個人情報は、審査請求人からの相談を受けた結果として適法に取得したものであり、申出のあった相談についてその処理状況等を記録するという利用目的の達成に必要な範囲で保有しているものであり、当該利用目的以外の目的で利用又は提供している事実もない。

したがって、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しない。

（2）結論

以上のことから、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年6月21日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同年7月23日 | 審査請求人から意見書を収受 |
| ④ | 同年12月21日 | 審議 |
| ⑤ | 平成31年1月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、本件対象保有個人情報の利用停止（消去）を求め

るものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報につき、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないとして、利用不停止とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の利用停止を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

2 利用停止請求について

法36条1項1号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、これを保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、法3条2項の規定（利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の保有の禁止）に違反して保有されているとき、又は法8条1項及び2項の規定（目的外利用及び提供の制限）に違反して利用されているときには、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨を規定している。

そして、法38条は「行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定している。

そこで、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するか否かについて、以下、審査請求人の主張に則して検討する。

3 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について

(1) 審査請求人の主張は、要するに、自分は本件文書に係るメールを送信していないというものである。

(2) 検討

ア 当審査会において本件諮問書に添付された資料の体裁や記載内容を確認したところによれば、本件対象保有個人情報が記録された本件文書は、審査請求人が、特定年月日に、総務省のウェブサイト内にある「インターネットによる行政相談受付」の入力フォーム（相談者は、同省のウェブサイトの入力欄中にある相談者の居住地域を選択することが必須となっていて、システム上、これを選択することにより、入力された行政相談に関するメールの送信先となる受付局所が自動的に決まる。）につき、同日、北海道管区行政評価局が受信（自動送信されたもの）したメール文（メール送信は夜間であったため、受付は翌日になった。）に添付された、審査請求人の相談内容が記載された文書（ただし、当該メールによる行政相談に関して作成された相談対応票の添付資料とされているもの）であると

認められる。そうすると、本件対象保有個人情報、審査請求人において、同省のウェブサイト内の行政相談を受け付けるフォームにより入力して送信し、同局において受信したものであることは明らかであるから、本件対象保有個人情報は、同局において適法に取得したものと認められる。

イ なお、審査請求人は、自分は「ご相談内容」欄に入力したのであり、「行政相談に関する内容」欄には入力していないから、本件文書に係るメールは送信していない旨主張する。しかしながら、この点に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、総務省のウェブサイト内にある「インターネットによる行政相談受付」の入力フォームのシステム上、相談者がインターネットによる行政相談を行う場合、当該入力フォームの「ご相談内容」欄に入力した相談内容は、受付局所に送信される添付ファイル（本件文書がこれに該当する。）の「行政相談に関する内容」欄に転記される仕様となっている旨説明し、この説明を覆すに足りる事情は認められないことからすると、審査請求人の上記主張は採用できない。

ウ そして、上記アの認定判断を踏まえると、各行政機関の業務等に関する苦情の申出についての必要なあっせんに関する事務を所掌する北海道管区行政評価局において、受け付けた審査請求人からの行政相談に関し、その行政相談の処理に利用する目的で、その記録である本件対象保有個人情報を適法に保有していることは明らかである。

エ 以上のとおり、審査請求人の主張を踏まえて検討しても、本件対象保有個人情報の利用停止請求については、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しないと認められる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、利用不停止とした決定については、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないので、妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

1 審査請求の理由

保有個人情報利用停止請求書の理由（下記2）のとおり。

法38条

行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報を停止しなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあると認められるときは、この限りではない。（添付参考資料は省略）

2 保有個人情報利用停止請求書の請求に係る理由

私（審査請求人を指す。以下同じ。）はこのメールを送信していないから。

行政相談に関する内容欄には入力していない。ご相談内容欄に入力したから。

3 意見書

利用停止の理由

A「私はこのメールを送信していないから。」

処分庁は平成28年12月26日付け北海相第154号、155号で、理由B「私はメールを送信していないから」を理由C「当初の利用目的を達成したため」に変更し保有個人情報の利用停止をする旨の決定をした。

同様に理由A「私はこのメールを送信していないから」を理由C「当初の利用目的を達成したため」に変更し保有個人情報の利用停止をする旨の決定をすべきである。

北海道管区行政評価局特定職員Aは「利用停止してほしいと言ったから利用停止してやった。」とうそぶいています。

利用停止の利用如何にかかわらず（理由Aでも理由Bでもその他の理由でも）、理由C「当初の利用目的を達成したため」に理由を変えて利用停止・消去できるというのが、北海道管区行政評価局の見解です。

北海相第154号、155号は特定職員Bがねつ造したメールを隠ぺいするために消去を行ったが、その後、私実際に送信したメールについても平成29年1月27日付け北海相第10号北海道管区行政評価局通知でC「当初の利用目的を達成したため」という理由で利用停止・消去している。